

【日常生活用具一覧】

*介護保険制度優先

区分	種目	基準額	対象者	性能	耐用年数	対象年齢	備考
介護・訓練支援用具	特殊寝台*	154,000 円	①下肢・体幹障がい 2 級以上 ②寝たきりの状態にある難病患者（医師意見書が必要）	頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できるもの	8 年	学齢児以上	
	特殊マット*	19,600 円	①下肢・体幹障がい 1 級 ②知的障がい A2 以上 ③寝たきりの状態にある難病患者（医師意見書が必要）	じょく瘡の防止、失禁等による汚染又は損耗を防止する機能を有し、一般的に寝台に取り付けるために用いるもの	5 年	3 歳以上	
	訓練用ベッド	159,200 円	①下肢・体幹障がい（児童に限る） ②下肢・体幹に障がいのある難病患者（医師意見書が必要）	脚、腕等の訓練ができる器具があるもの	5 年	3 歳以上	
	訓練椅子	33,100 円	①下肢・体幹障がい（児童に限る） ②下肢・体幹に障がいのある難病患者（医師意見書が必要）	付属のテーブルをつけることができるもの	5 年	3 歳以上	
	特殊尿器*	67,000 円	①下肢・体幹障がい 1 級 ②自力で排尿できない難病患者（医師意見書が必要）	尿が自動的に吸引されるもの	5 年	学齢児以上	
	入浴担架	82,400 円	①下肢・体幹障がい 2 級以上	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5 年	3 歳以上	
	体位変換器*	15,000 円	①下肢・体幹障がい 2 級以上 ②寝たきりの状態にある難病患者（医師意見書が必要）	介護者が障がい者の体位を変換させるもの	5 年	学齢児以上	
	移動用リフト*	159,000 円	①下肢・体幹障がい 2 級以上 ②下肢・体幹に障がいのある難病患者（医師意見書が必要）	※天井走行型及び住宅改修を伴うものを除く。	4 年	3 歳以上	
自立生活支援用具	浴槽（湯沸器を含む）*	91,000 円	①下肢・体幹障がい 2 級以上		8 年	学齢児以上	
	入浴補助用具*	90,000 円	①下肢・体幹障がい（入浴介助が必要な方に限る） ②入浴に介助を必要とする難病患者（医師意見書が必要）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できるもの ※住宅改修を伴うものを除く。	8 年	3 歳以上	※複数用具の給付可
	便器*	100,000 円	①上肢・下肢・体幹障がい 2 級以上 ②知的障がい A2 以上 ③常時介護を必要とする難病患者（医師意見書が必要）	温水洗浄便座又はポータブルトイレ ※住宅改修を伴うものを除く。	8 年	学齢児以上	
	T 字杖、棒状の杖	3,000 円	①平衡障がい ②下肢・体幹障がい		4 年	3 歳以上	※施設利用者可
	移動、移乗支援用具*	60,000 円	①平衡障がい ②下肢・体幹障がい（いずれも家庭内の移動に介助が必要な方に限る） ③下肢が不自由な難病患者（医師意見書が必要）	転倒防止、立ち上がり動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等 ※住宅改修を伴うものを除く。	8 年	3 歳以上	※複数用具の給付可

区分	種目	基準額	対象者	性能	耐用年数	対象年齢	備考
	頭部保護帽	Aオーダーメイド 15,200 円 A既製品 12,160 円 Bオーダーメイド 36,750 円 B既製品 29,400 円	①平衡障がい ②下肢・体幹障がい ③知的障がい ④精神障がい（てんかんの発作等により転倒するおそれがある方に限る。医師意見書が必要（診断書等で明らかな場合を除く。））	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの A：スポンジ、革が主材料 B：スポンジ、革、プラスチックが主材料	3 年	-	※施設利用者可
	火災警報器	15,500 円	①身体障がい 2 級以上 ②知的障がい A2 以上	室内の火災を煙や熱で感知し、音や光を発して屋外にも警報ブザーで知らせられるもの	8 年	-	
	自動消火器	28,700 円	①身体障がい 2 級以上 ②知的障がい A2 以上 ③火災発生の感知や避難が困難な難病患者（医師意見書が必要）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	8 年	-	
	電気調理器	41,000 円	①視覚障がい 2 級以上 ②知的障がい A2 以上	IH コンロや電子レンジ等、ガスや火を使用せず電力のみで動作する調理器であり、障がい者の方が容易に使用することができるもの	6 年	学齢児以上	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	11,000 円	①視覚障がい 2 級以上		10 年	学齢児以上	
	聴覚障がい者用屋内信号装置	87,400 円	①聴覚障がい 2 級	音声等を映像やランプで視覚的に確認できるもの又は振動等で触覚により知覚できるもの ※サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計を含む。	10 年	学齢児以上	
	暗所視支援眼鏡	200,000 円	網膜色素変性症等による夜盲症等を有する視覚障がい者又は難病患者（医師意見書が必要）	高感度カメラで捉えた微光を増幅させる機能を有し、眼鏡のディスプレイに鮮明な画像として投射できるもの	4 年	学齢児以上	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500 円	①じん臓障がい 3 級以上（自己連続携行式腹膜灌流法 CAPD による透析療法を行う方）	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5 年	3 歳以上	
	ネブライザー（吸入器）	36,000 円	①呼吸器障がい 3 級以上 ②上記と同程度の身体障がい（医師意見書が必要） ③呼吸器機能に障がいのある難病患者（医師意見書が必要）		5 年	-	
	電気式たん吸引器	56,400 円	①呼吸器障がい 3 級以上 ②上記と同程度の身体障がい（医師意見書が必要） ③呼吸器機能に障がいのある難病患者（医師意見書が必要）		5 年	-	

区分	種目	基準額	対象者	性能	耐用年数	対象年齢	備考
	酸素ボンベ運搬車	17,000 円	①呼吸器障がい（医療保険における在宅酸素療法を行う方		10 年	学齢児以上	
	視覚障がい者用体温計（音声式）	9,000 円	①視覚障がい 2 級以上		5 年	学齢児以上	
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメータ）	157,500 円	①呼吸器障がい ②上記と同程度の身体障がい（医師意見書が必要） ③人工呼吸器が必要な難病患者（医師意見書が必要）	動脈血中の酸素飽和度を測定できるもの	5 年	-	
	視覚障がい者用体重計	18,000 円	①視覚障がい 2 級以上		5 年	学齢児以上	
	人工呼吸器用自家発電機及び外部バッテリー又は家庭用蓄電池	150,000 円	在宅で人工呼吸器を使用している障がい者（児）又は難病患者 ※医師意見書が必要（診断書等で在宅で人工呼吸器を使用していることが明らかな場合を除く。）		6 年	-	
	携帯用会話補助装置	98,800 円	①音声・言語障がい ②肢体不自由で発声・発語に著しい障がいがある方	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有するもの	5 年	学齢児以上	
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具（機器）	100,000 円	①上肢障がい 2 級以上 ②言語、上肢複合障がい 2 級以上	パソコン、タブレット端末又はこれらに接続可能な周辺機器（注2） ※スマートフォンは除く	4 年	学齢児以上	※複数用具の給付可
	情報・通信支援用具（ソフト）	150,000 円	①視覚障がい 2 級以上 ②上肢障がい 2 級以上	別表 1 に掲げる障がい者向けのアプリケーションソフト	5 年	学齢児以上	※複数用具の給付可
	点字ディスプレイ	383,500 円	①視覚障がい 2 級以上	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	6 年	学齢児以上	
	点字器	10,400 円	①視覚障がい 2 級以上		7 年	学齢児以上	
	点字タイプライター	63,100 円	①視覚障がい 2 級以上		5 年	学齢児以上	
	視覚障がい者用ポータブルレコーダ	録音再生機 87,500 円 再生専用機 36,050 円	①視覚障がい 2 級以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY 方式による録音・再生ができるもの	6 年	学齢児以上	
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	99,800 円	①視覚障がい 2 級以上	情報を読み取り音声信号に変換して出力する機能を有するもの	6 年	学齢児以上	
	視覚障がい者用拡大読書器	198,000 円	①視覚障がい	画像入力装置を印刷物等の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8 年	学齢児以上	

区分	種目	基準額	対象者	性能	耐用年数	対象年齢	備考
	眼鏡装着型文書読上げ装置	150,000 円	①視覚障がい 2 級以上	小型カメラで捉えた文字情報等を読み上げる機能を有し、眼鏡に装着できるもの	4 年	学齢児以上	
	視覚障がい者用情報受信装置(視覚障がい者用ラジオ)	29,000 円	①視覚障がい 2 級以上	地上デジタル放送を音声受信でき、かつ、災害時の緊急放送を受信するもの	6 年	学齢児以上	
	視覚障がい者用時計	触読式 10,300 円 音声式 13,300 円	①視覚障がい 2 級以上		5 年	学齢児以上	
	音声色彩判別装置	47,000 円	①視覚障がい 2 級以上(視野障がいを除く)	色彩を音声で知らせるもの	10 年	学齢児以上	
	聴覚障がい者用通信装置	FAX 35,000 円 FAX 以外 71,000 円	①聴覚障がい ②発声・発語に著しい障がいのある方	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器	5 年	学齢児以上	
	聴覚障がい者用情報受信装置	88,900 円	①聴覚障がい	字幕・手話通訳付の聴覚障がい者用番組又はテレビに字幕・手話通訳の映像を出力する機能を有するもので、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもの	6 年	3 歳以上	
	人工喉頭	電動式 70,100 円 笛式 5,000 円 (気管カニューレ付 3,100 円増)	①音声障がい		5 年	-	※施設利用者可
		埋込型用人工鼻 月額 16,500 円	①音声・言語障がい(人工喉頭を使用している方に限る) ※初回のみ、医師意見書が必要	気管孔に取り付ける人工鼻本体(HME カセット)、気管孔フィルタ等	-	-	※最大 6 か月支給可 ※複数用具の給付可
	人工内耳用電池	空気亜鉛電池 月額 2,100 円 充電器及び充電電池 年額 20,000 円	聴覚障がい者又は難病患者で、人工内耳を装用している方 ※初回のみ、人工内耳装用者カードの提示又は医師意見書が必要	人工内耳に使用する空気亜鉛電池又は充電器及び充電電池 ※給付は、空気亜鉛電池と充電器(充電電池)のいずれか	-	-	※空気亜鉛電池は、最大 6 か月支給可 ※両耳は、倍額
	点字図書	点字図書代から原本(墨字本)の価格分を差し引いた額	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者	点字図書(年間 6 タイトル又は 24 巻まで。一括購入しなければならないものは 1 巻とみなす)	-	-	※施設利用者可
	ストマ用装具	消化器系 月額 9,000 円 尿路系 月額 12,000 円	ぼうこう、直腸機能障がいを有するストマ造設者(尿路変更のストマを含む)	別表 2 に掲げるストマ用装具 ※使い捨て手袋及び空間消臭剤は除く。	-	-	※最大 6 か月支給可 ※施設利用者可
	紙オムツ	月額 12,000 円	排せつコントロールが不可能な排便又は排尿の機能に障がいのある全身性障がい者等(注 3) (医師意見書が必要)	紙オムツ、尿取りパッド ※おしり拭きは除く。	-	3 歳以上	※最大 6 か月支給可 ※施設利用者可
	収尿器	8,500 円	排尿コントロールが困難な排尿の機能に障がいのある方		1 年	3 歳以上	※施設利用者可

区分	種目	基準額	対象者	性能	耐用年数	対象年齢	備考
住宅改修費	居宅生活動作補助用具* (注4)	200,000円	①下肢・体幹障がい3級以上 ②運動障がい3級以上（移動機能障がいに限る） ③上肢障がい2級以上（便器の取替の場合のみ） ④下肢・体幹機能に障がいのある難病患者（医師意見書が必要）	設置に小規模な住宅改修を伴うもの (1)手すりの取付け (2)段差の解消 (3)滑り防止等のための床材料の変更 (4)引き戸等への取替え (5)洋式便器等への取替 (6)その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	-	学齢児以上	※給付は1回のみ

※ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、上肢機能障がいにおいては上肢障がいに、移動機能障がいにおいては下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱うものとします。

※ 人工喉頭（埋込型用人工鼻）、人工内耳用電池（空気亜鉛電池）、ストマ用装具、紙オムツは、給付を希望する月の前月から申請することができます（月を遡って申請することはできません。）。

（注1） 用具の付属品については、その付属品がないと当該用具が機能しない場合については、当該用具とともに給付することができます。

（注2） パソコン又はタブレット端末は汎用性の高い用具であるため、所得税非課税世帯が対象です。

（注3） 紙オムツの支給対象者は、次のいずれかに該当する方です。

- ① 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない方
- ② 高度の排尿機能障がい（ただし、3歳未満に発症した先天性疾患等起因する神経障がいによるものに限る）又は高度の排便機能障がい（先天性鎖肛を除く。）のある方
- ③ 先天性鎖肛に対する肛門形成術又は小腸肛門吻合術に起因する高度の排便機能障がいのある方
- ④ 脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより排尿又は排便の意思表示が困難な方

（注4） 申請には、工事図面、改修工事見積書、着工前の写真が必要です。

【別表1】 情報・通信支援用具（ソフト）

対象者	対象アプリケーションソフト
上肢障がい	音声入力ソフト 入力支援ソフト等 その他障がい者向けのアプリケーションソフト
視覚障がい	視覚障がい者用画面音声化ソフト（スクリーンリーダー） 視覚障がい者用ワープロソフト 視覚障がい者用OCRソフト 視覚障がい者用住所録ソフト 視覚障がい者用図書検索管理 視覚障がい者用メールソフト 視覚障がい者用ニュースソフト 視覚障がい者用経路検索ソフト 視覚障がい者用辞書検索ソフト 視覚障がい者用健康・医療検索ソフト その他障がい者向けのアプリケーションソフト

〔別表2〕 ストマ用装具

品 目	用 途
(1) ストマ用装具の袋	ラテックス製又はプラスチック製のもので、排せつ物を集めるパウチ（袋）。
(2) ストマ用装具の面板	ストマ装具のパウチ（袋）を体に固定する。
(3) 皮膚用保護材（ペースト）	ペースト状の皮膚保護剤で、ストマ周囲のしわ・くぼみによる凹凸を埋めて皮膚の表面を平坦にする（ストマ装具の皮膚保護剤面板の粘着を助長し排せつ物の漏れを防止することができる。）。
(4) 皮膚用保護材（パウダー）	パウダー状の皮膚保護剤で、ストマ周囲の皮膚に振りかけて皮膚を保護し密着させ、又はストマと皮膚保護剤面板の隙間に露出している皮膚に振りかけて皮膚への排せつ物付着を防ぐ。
(5) 皮膚用保護材（ウエハー）	ウエハー状の成形可能な皮膚保護剤で、ストマ周囲の皮膚のしわ・くぼみによる凹凸を補正してストマ装具の皮膚保護剤面板の密着性を高めシールとして使用する。
(6) コンバックスインサート	ストマ周囲の皮膚と皮膚保護剤面板を密着させるために、面板のフランジ部分にリング状のものをはめ込んで凸面を作り、排せつ物の漏れを防止する。
(7) フィルムドレッシング材・テープ材	通気性、防水性があるかぶれにくい特性のある粘着テープで、面板の周囲に貼って皮膚への密着を助長する。
(8) 皮膚被膜剤（スキンバリア）	ストマ周囲の皮膚を排せつ物やテープ類などの刺激から守るため、皮膚に塗って薄い皮膜をつくる。
(9) 粘着剥離剤（リムーバー）	皮膚保護剤・サージカルテープ等の粘着力が強い場合に、皮膚に刺激を与えずに剥がす液体で、ストマ装具の交換時に使用する。
(10) 皮膚洗浄剤	ストマ装具の交換時に、ストマ周囲の洗浄に使用する。
(11) ガーゼ、脱脂綿	ストマ装具の交換時に、汚れの拭き取りに使用する。
(12) 消臭剤（ストマ袋内に使用）	ストマ装具のパウチ（ストマ袋）の排せつ物の臭いを脱臭するために、パウチの中に入れて使用する。
(13) 潤滑剤	便の滑りを良くすることでストマ装具からの排せつ物の排出をスムーズにするもので、装具交換時や便排出後に使用する。
(14) 凝固剤	ストマ装具のパウチ（ストマ袋）の中に入れて水溶性の排せつ物をゼリー状にして、漏れや面板の剥がれを防止する。
(15) ストマ用ベルト	ストマ装具のパウチ（ストマ袋）の部分を固定し、身体の動きで装具がずれたりはがれたりしないようにする脱落防止用として使用する。
(16) レッグバッグ（レッグバッグベル (00) トを含む）	就寝時など長時間にわたり排出処理ができないときに、予備のストマ袋と接続することにより蓄尿量を増やすことができる。
(17) ナイト・ドレーナージバッグ	レッグバッグと同様、就寝時に通常のパウチ（ストマ袋）に接続して蓄尿する。
(18) ストマ袋カバー	発汗により、ストマ装具のパウチ（ストマ袋）部分で蒸れを起こし、皮膚に真菌などが発症するのを防ぐために、パウチにかぶせて汗を吸収する布地のもの。
(19) ストマ用ハサミ、フランジカッター	ストマ装具のパウチ（ストマ袋）を傷つけずに、面板を切ることができる。
(20) ストマ用腹帯・サラシ・オストミ (00) ーパンツ	ストマ装具のパウチ（ストマ袋）を収納するためのポケットがあり、フィット感を高めたり、蒸れを防いだりする。
(21) 入浴用補助用具	入浴時にストマを保護するために貼り付けるパット又は袋。
(22) 保湿剤	皮膚に潤いを与えるもので、撥水効果により汚れから皮膚を保護する。
(23) その他皮膚の保護や排せつ物の漏れ防止、皮膚への装具密着などのために使用する各種用具	